

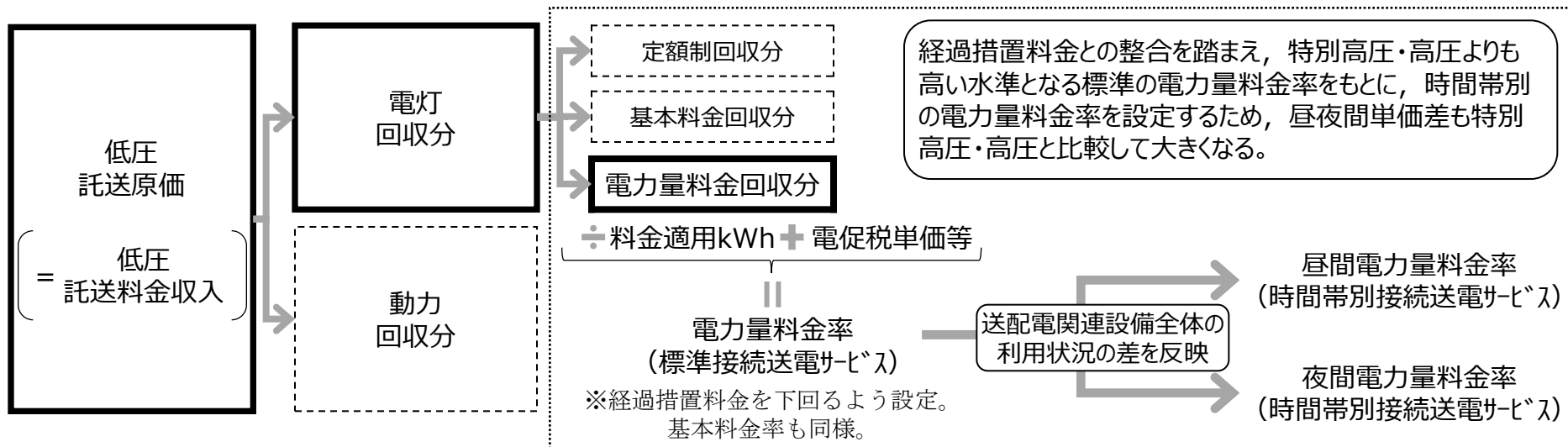
これまでの審査会合における 指摘事項への回答について

平成27年11月20日（金）

東北電力株式会社

- 時間帯別接続送電サービスの昼間と夜間の電力量料金率につきましては、標準接続送電サービスの電力量料金率をもとに、昼間と夜間における送配電関連設備全体の利用状況の差を反映することで算定しております。
- 低圧の標準接続送電サービスの電力量料金率につきましては、低圧託送料金と経過措置料金との整合性を踏まえた設定とするため、特別高圧・高圧よりも高い水準となっております。このようにして設定した標準接続送電サービスの電力量料金率に、昼間と夜間における送配電関連設備全体の利用状況の差を反映して、時間帯別接続送電サービスの昼間と夜間の電力量料金率を設定していることから、その単価差は特別高圧・高圧と比較すると大きくなるものです。

<時間帯別接続送電サービスの電力量料金率の算定フロー>



<電圧別電力量料金率 (税込, 単位: 円/kWh) >

	低圧 (電灯)			高圧			特別高圧		
	標準	時間帯別		標準	時間帯別		標準	時間帯別	
		昼間時間	夜間時間		昼間時間	夜間時間		昼間時間	夜間時間
電力量料金率	8.82	10.07	7.05	2.68	3.02	2.22	1.37	1.50	1.18

※昼間時間: 毎日8時から22時までの時間。ただし休日扱い日 (日祝日等) に定める日の該当時間を除く。

※夜間時間: 昼間時間以外の時間。